

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

藤三竹原ショッピングセンター

2 所在地

竹原市中央四丁目七番二〇号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）（一）名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 宗陸

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

（二）名称 有限会社千園 代表取締役 藤村 利江

住所 安芸郡江田島町江南一丁目九番二一号

（変更後）（一）名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 重造

住所 呉市広本町三丁目一二番二六号

（二）名称 有限会社千園 代表取締役 藤村 利江

住所 江田島市江田島町江南一丁目九番二一号

三 変更の日

（一）平成十八年十二月五日

（二）平成十六年十一月一日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更及び住所の変更のため

五 届出年月日

平成十九年六月十五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

竹原市建設産業部産業文化課（竹原市中央五丁目一番三五号）

2 縦覧期間

平成十九年六月二十五日から平成十九年十月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十月二十五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室